

第382回 鳥取海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和3年8月5日（木）午前10時から午前11時まで

2 場 所 ウェブ会議

3 出席者 委員：佐々木委員、板倉委員、山根委員、朝日田委員、灘本委員、井本委員、
近廻委員、浜尾委員、永田委員

鳥取県：松田水産課調整係長、志村境港水産事務所係長

事務局：細本事務局長、山本次長、永島主事、吉村主事、足立主事

4 議事

(1) 知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示について（諮問）

(2) キジハタ漁獲サイズ規制の委員会指示（案）について（報告）

(3) 令和2年漁業権の活用状況等について（報告）

5 議事の経過及び結果

事務局が開会を宣言し、板倉会長の挨拶の後、議事に入った。議事録署名委員は会長より井本委員と近廻委員に指名された。

議事1 知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示について（諮問）

〔原案に同意する旨決議された。〕

永島主事が資料1に基づき説明した。

〔板倉会長〕これは継続の許可ということでしょうか。

〔永島主事〕そのとおりです。

〔板倉会長〕分かりました。その他ご質問等ありませんか。佐々木委員、問題はないでしょうか。

〔佐々木委員〕ありません。

〔全委員〕なし。

〔板倉会長〕では、議題1について、事務局の案に同意するというので、答申させていただきます。

議事2 キジハタ漁獲サイズ規制の委員会指示（案）について（報告）

松田係長が資料2に基づき説明した。

〔板倉会長〕先ほどの説明について、ご質問、意見はございますでしょうか。

〔板倉会長〕赤碕さんが30cmということで、県外の方も30cmにしてるようですが、私個人としても、鳥取県も30cmにした方がいいんじゃないかというような思いがありますけど。皆さんの方はどう思われてるのでしょうか。

普段市場のを見ると27cmも結構小さいみたいで、30cmがあった方が、刺身にしても何してもいいかなと感じておるんですけど。どうでしょうか。

〔板倉会長〕すぐに回答できないと思います。皆さん、地区の他の人の意見も聞いた方がいいと思います。

〔松田係長〕ではパブリックコメントはちょっと待って改めて、漁業者の皆様と30cmにしたかどうかと確認して進めていくということでもよろしいでしょうか。

〔板倉会長〕他の委員さんよろしいでしょうか。

〔佐々木委員〕はい。

〔板倉会長〕ありがとうございます。それではそういうことで、よろしくをお願いします。

〔松田係長〕はい。分かりました。

議事3 令和2年漁業権の活用状況等について（報告）

永島主事が資料3に基づき説明した。

〔板倉会長〕先ほどの説明について、ご質問、意見はございますでしょうか。

〔全委員〕なし。

〔板倉会長〕漁業権の切り換えの参考というふうに捉えたらいいですね。

〔永島主事〕はい。令和5年の8月に切り換えがありますので、活用状況を把握しておく必要があるため、切り換えのための情報収集といったところです。

6 その他

〔板倉会長〕その他、資料4について、お願いします。

〔永島主事〕資料4について、説明させていただきたいと思います。先日、広域漁業調整委員会が7月30日に開催されまして、クロマグロの大型魚の採捕に関して遊漁者に対して制限をかけるということが議論されました。急遽今回の委員会で報告させていただこうと思います。

資料4にこれまでの遊漁者に対する制限ということで、(1)経緯の方に書いております。令和3年6月1日から30キロ未満の小型魚の採捕を遊漁者は禁止しております。そして、30キロ以上の大型魚を採捕した場合は、水産庁へ報告するということが広域漁業調整委員会指示でなっております。6月1日からこの委員会指示が有効になったところなんですけれども、わずか2週間程度で、10.8トン漁獲が積み上がったというところです。当初水産庁の方では、年間10.2トン程度の漁獲と予想しておったんですけれども、わずか2週間でそのように積み上がり、このままでは資源管理に影響が出るということで、さらに規制をかける必要がある

のではないかと、というところから今回の委員会指示に繋がっております。

現在TAC制度で、漁業者の皆様に漁獲枠を割り当てて、漁獲量を制限してもらっているところですが、国の留保枠 81.7 トンあるうち 50 トンは、突発的な漁獲への対処に、10 トンは試験研究に対する枠として充てると水産庁は想定していました。水産庁としては、何にでも対応できるような枠が 20 トン程度あるというところで、この 20 トンを遊漁に当てはめたと考えた時に、20 トンを超えるようでは、国際的にちょっと説明がつかない。先日、国際会議の部会の方で増枠の合意がされたんですけどもそれが、台無しになってしまうという懸念もありまして、今回、広域漁業調整委員会指示を出すというところなんです。

委員会指示内容の概要なんですけれども、クロマグロ大型魚の採捕の制限というところで、委員会会長は遊漁者によるクロマグロ大型魚の採捕が漁獲可能量制度に基づく、クロマグロの資源管理の枠組みに支障をきたす恐れがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者によるクロマグロ大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。そして遊漁者は、公示により、クロマグロ大型魚の採捕が禁止された期間中はクロマグロ大型魚を採捕してはならない。この資源管理の枠組みに支障をきたす恐れがあると認めるとき、これがどのような場合かという、先ほど説明したように、20 トンを超える恐れがあるという時に、遊漁者の方に採捕禁止するという命令を、ストップをかけるということになります。指示の有効期間ですけれども、令和 4 年の 5 月 31 日までとしております。

次のページにはですね、今回広域漁業調整委員会で決まった指示内容が書いております。最後の 2 の (2) のところで、遊漁者は、公示によりクロマグロ大型魚の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてクロマグロ大型魚を採捕してはならない。クロマグロ大型魚を採捕した場合、意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。ということになります。

次のページには、この委員会指示に違反した者への対処方針ということも示されました。

(1) 大型魚を採っている遊漁者がいたというような情報が入った場合、水産庁が関係県に調査を依頼する。その調査を行って (2) 会長は、実施した調査等の報告を受け必要と認めた場合、指導文書を発出し、後日委員会に報告とあります。ひとまずは違反したような人がいたら、指導を行うというところなんです。

そして次の、対応方針の (1) のところなんですけれども、指導を行った後にもですね、引き続き違反しているような方が確認されたというような場合は、委員会指示に従うよう裏付け命令を出すと。この命令に従わなかった場合、罰則がかけられるということになります。

クロマグロの遊漁者の採捕制限について、今回急遽説明させていただきました。私からの説明は以上です。

[板倉会長] どうもありがとうございました。やっぱり今まで遊漁者の方にあんまり規制がなかったのを、はっきり日本海側に出すってことですか。

[永島主事] そうですね。20 トンまで積み上がった場合、それ以降は、遊漁者も漁獲できないということになります。

[板倉会長] 以上説明ありましたけど、何かご質問ありますか。

〔板倉会長〕 広域漁業調整委員会の場でも、遊漁の方の意見もありました。マグロを釣るためにお客さんが寄ってくるけ、そのためには道具と宿泊とか何とか、経済効果があるけ一定枠マグロとらして欲しいっちゅうことですから、そういう意見もありましたけど。

〔永島主事〕 今回委員会指示が出ましたけれども、遊漁者の漁獲が 20 トン程度積み上がった後、採捕禁止の期間を公示するんですけれども、それ以降、遊漁者と思われるマグロが市場に揚げられた場合にもですね、県の方にも情報提供いただければと思いますので、よろしくお願ひします。

〔佐々木委員〕 今美保湾にいるマグロを採ろうっていうことはいいんですか。

〔永島主事〕 漁業者の方では、漁業者の枠を確保しております、鳥取県では混獲枠を 100 キロ程度確保しております。

〔佐々木委員〕 混獲が 100 キロ程度。

〔永島主事〕 そうですね。それとは別に、留保枠も設けております。

〔佐々木委員〕 いや、これからね、今年みたいに、クロマグロがいるので採っていいのかってとこがちょっとあつて。

〔永島主事〕 現在、ひき縄などの漁業で承認制の漁業となっております。もし本格的に、クロマグロを採捕するというのであれば、そちらの承認制漁業の承認が必要ということになりますので、現在、混獲枠としてあるのは、刺網などでクロマグロを目的していないんですけれども、取ってしまった場合、混獲枠で消化するということです。

なので、本格的に取る場合は、その承認制漁業に移行していただく必要がありますので、もしやりたいということであれば、相談していただければと思います。

〔佐々木委員〕 はい、わかりました。

〔板倉会長〕 以上、よろしいでしょうか。誰か。声出してみてくださいな。

〔佐々木委員〕 はい。大丈夫です。

7 閉 会

〔事務局〕 これで、本日の委員会終了をさせていただきます。ありがとうございました。

令和3年8月5日

議長会長

署名委員

署名委員